

午前9時00開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第31号川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるについて、日程第2、議案第32号川南町特定個人情報保護条例を定めるについて、以上2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（竹本 修君） 議案第31号の審議会の設置条例に基づくものにつきまして、質問をさせていただきたいと思います。

条例の中の第3条「審議会は、委員15人以内で組織する。委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する」ということですが、その一つに「公募により選出された者」と。公募とは、川南町に居住する者、住所を特定する者、それから年齢と色々な形があろうかと思いますが、応募に当たりましたのそういった公募の方法をお聞きしたいと思います。

次に、二番目に、町議会、産業団体、教育関係、官公庁とそれぞれありますが、産業団体とは、産業推進課の団体におけるところの団体ということで商工業を含めた形であるのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

それから、官公庁につきましては、町内におけるところの官公庁と、これは余りそういったことにはならないというふうに思うんですが、どこらあたりを指してこういった審議会の内容、組織というものを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（押川 義光君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

公募の方法でございますが、今までも町報あるいは町のホームページ等で公募をしてきた経過もございますので、そういうあらゆる手段を使って公募は行いたいと考えております。

それから、産業団体の件でございますが、当然「まち・ひと・しごと」の根本的な考え方が、まずは町内でいろんな御意見をいただきながら推進していくということで考えておりますので、産業団体につきましても町内の産業団体、先ほど議員がおっしゃられましたようなところを中心に考えてまいりたいと考えております。

それから、官公庁につきましては、先ほど言いましたとおり、基本的に町内のということで考えております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 公募につきましてはいろいろな形があろうかと思いますが、特に今回は選挙におきましての投票権が18歳になりました。そういうことも含めまして、若干若い層のこうした「まち・ひと・しごと」というものも必要ではないかというふうに思っておりますので、そこら辺のところを考慮していただきたい。

それから、教育機関、官公庁におきましては、指導の意味でそういったことがあろうかというふうに思うんですが、町全体を見回すところの方たちが必要ではないかというふうに思っております。

先ほどの答弁で大体よいわけですが、1つ。今回この条例を見るに当たりまして全部目を通したんですが、附則の第2項、第3項、これによりましての委員の任期は「第3条」、それからその下の最初の会議は「第5条」と。これは、それぞれ「第4条」と「第6条」の誤りではないかというふうに思っております。そういうことも含めて再度、答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（押川 義光君） 竹本議員の御質問に再度お答えいたします。

竹本議員のおっしゃるとおりでございますが、この件に関しましては、訂正して差しかえをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第31号の「川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるについて」ですが、これを設置するという事は、設置義務があるのかということを知りたいと思います。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、設置義務ということではなく、設置して推進を図るということで、町独自で設置し、より推進を図りたいということで制定するものでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） それでは、町独自でこの条例をつくって推進するという事ではないんですか。

それから、このことを取り組むことによって国からの補助金だけで賄えるのか、これをしたことによって町の持ち出しはあるのか、伺います。

○総務課長（押川 義光君） 基本的なところは「まち・ひと・しごと創生法」という法律に基づいて進めているわけですが、当初の段階では当然国からの補助金等でやっていく部分と、一方では皆さんの御意見を伺った中で今後やはり町として単独でも進めていかなければならないもの、例えばメニューがいろいろございますけれども、今後数年間やっていかなければならないものもございます。国の補助がどこまで、これからですね数十年あるということは見込まれませんので、その意味からも当初の起こしは、そういう法律に基づいた国庫補助でいろいろ対応していきますけれども、長期的ビジョンを見た中で単独でもやらなければならないことはやっていかなければならないというふうに考えております。

それから、やはりそういう意味からも自主的な施策を策定する、そして推進するという意味から広く皆さんの御意見を聞いて、こういう審議会を設置し、そして協働して進めていくことを基本的な考え方として設置するという事にしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 2060年に1億人程度の人口を確保する長期展望を国が提示しておりますが、そのことによって国の戦略「まち・ひと・しごと創生」について、2月に私たちも総務課からの説明を受けました。そのことを進めているのだということはわかるんですが、基本目標というのがある、それに合致しなければお金はもらえないのかなと思ったりしながら勉強しているところなんですけれど、4つの基本目標に対して本当に川南町でそれができるのかなって危惧するから、こういう町長の諮問に応じて今度は審議会をつくってやっていくということなんですよね。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

この創生法に基づいていろんな戦略を策定する中で今、総務課でやっていることは「ワールドカフェ」という方式で、町民の皆さんからいろんな御意見をいただいて集約をし、そしてまとめて究極の「価値は何なのか」「これから進めていかなければならないのは何なのか」と、この法律に基づいてやはり再度、地域をみんなで考えていくという手法を今とっているところでございます。

そういう面から行きますと、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、やはり国のメニューだけではなくて幅広い中で考えていくと、そういうふうな法律の捉え方を我々はしているところでございます。これを機にやはり抜本的に町全体を考えて、しかもその中で目標はまずは人口減少を食い止めていくというのが一番の課題でございますので、それをやるためにはどうしたらいいのか、その中ではやはり「ひと・しごと」というのが一番絡んできます。それには最終的にはやはり金というものも絡んできますので、そういうことを総合的に考えながら、これから10年、20年をいかにやっていくのか、そういうことを町全体で考えていくためにこういう手法をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第32号の「川南町特定個人情報保護条例を定めるについて」ですが、これはもともとマイナンバー制度についてのことで、それに関連して個人情報という視点の中で町が条例としてつくるものですが、まずはマイナンバーというものがよく理解をしていない状態の中で、これを審議するのは、総務のほうから連合審査でもあるのかなと思っていただけ、それもなかったんで、ちょっとこれは私も議運のメンバーなので今さらなんですけど、マイナンバー制度について本当は一度、連合まで行きませんが、全協のほうで本当は学ぶべきだったのではないかなと思っておりますが、それが可能かどうかということです。

高原町では、同じようにこの議案が上がって特定の情報として入っていますが、9月議会に入る前にマイナンバーについて勉強会をされた中でこの審議に挑んでいるということなんです。

ので、そこらあたりはマイナンバーについてきちんと議論というか、学ぶことができるものなのかというのが、これは執行部というか、議会のほうなんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、まずは個人番号というものがわかりづらいということですが、国民一人一人に12桁の番号を付しまして、それで昨日から申しましているとおおり、社会保障、税、それから住民関係の情報、まずはその情報をその番号によって管理していくというのが基本的なところでございます。それに伴いまして事業所関係の給与関係、そういうものに対して番号を付した状態で源泉徴収票なりの提出をいただくというようなことで、事業所も絡んでこの番号、マイナンバー制度が始められるというところでございます。

それで、10月5日から、その個人番号の12桁の通知がそれぞれの個人に通知されるというところでございますが、川南町におきましては大体11月の中旬あたりに発送予定だというふうに郵便局からの情報ではいただいているところでございます。その番号通知をもとに申請をされて、1月から、必要である方は証明書、カード、そういうものを交付されるという手順にはなっております。

勉強会につきましては、我々としましては当然、職員もやりますので、そういう部分の勉強会については積極的に広報なりにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、またちょっと議運のほうでも諮らないといけないのかなと思っております。なかなか難しい案件なので、私たちがきちんと説明できるためには例えば広報の中で、この個人情報ものをきちっとあげるとするならば、マイナンバーについてきちんと書かないといけないのかなと思って、まあこの場でのこういう質問というのはあわないのかなと思っておりますが、私ももうちょっと認識を深くしないといけなかったのかなと思っております。

それともう一つ。議案31号についてですが、「公募により選出された者」と、町報とかホームページの中で公募をしていくとありますが、これが例えば多人数の方がもし応募されたときに、その選考は誰がどのようにされていくのかなと、一つお聞きします。

○総務課長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

応募多数であった場合は、やはりランダムな形で抽せんを行うなり、そういう形をとらざるを得ないと考えております。今は幅広く要綱上こういう定めをしておりますが、現在のところは15名の範囲内でそれぞれの調整を図っていきたいと考えております。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（徳弘 美津子君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、議案32号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第33号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるについて、日程第4、議案第34号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例を定めるについて、日程第5、議案第35号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについて、日程第6、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、以上4議案を一括議題とします。

これから、本4議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第33号について、お尋ねします。

この補足説明の中では「組合員のみ」という言葉があるんですけど、この組合員というのはどういう組合員でしょうか、説明をお願いします。

○農地課長（新倉 好雄君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

ここで定義してあります組合員といいますのは、国営尾鈴土地改良事業で受益を受ける組合員のことです。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） それはわかっとして質問したんですけど。

それでは、畜産のほかで組合員外の方が多分、川南にはおられると思うんですけど、その人たちの利用はできないのかということと、この条例の文句が「尾鈴地区畜産用水」となっておるんですよ。ということになりますと、尾鈴地区で畜産をやっちょる人は「おっどんなだめつか」というようなことはないのかということをお聞きします。

○農地課長（新倉 好雄君） お答えいたします。

今回のこの事業の水利用の件に関しましては、あくまでも利用余剰水の暫定、水の利用ということが前提でございますので、国営事業が終わりまして県営事業が完了するまでの間の暫定水利用でありますので、その趣旨から申しまして、土地改良事業の組合員しか使えないということをお前提としております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） それでは、これ暫定的と、あと何年この暫定が続くのかわかりませんが、それが終わった後になりましては、畜産関係の方が利用できるというようなことは将来起こるのか起こらないのか、今わかる時点で説明はできないものでしょうかね。

○農地課長（新倉 好雄君） お答えいたします。

今回の暫定水利用に関しましては、国営尾鈴土地改良事業の関連事業であります「県営事業が完了するまでの間」ということで、ただいま使用に関して協議を行っているところでございます。この県営事業につきましては現在のところ、平成35年度を完了予定としておりますので、ただいま使用に関する協議の中におきましても「県営事業が完了するまで」ということでしか認可は得られないというふうを考えておりますので、県営事業が完了しました時点で全ての暫定水利用については停止というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 議案第33号「川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるについて」、お尋ねいたします。

提案理由補足説明の中で、水の利用について、許可が出る見込みで条例をつくる必要に迫られたというような御説明がありましたけれど、その条例をつくられる、言いかえましてら、町が事業主体となる根拠、理由について、まず一点。

次に、都農町は現在、畜産農家がないよという御説明でしたけれど、将来というか、35年までに畜産を始められる方がいらっしゃったらどうなるのか、ということが二点目。

三点目に、説明の中で、新設する受益地の中で「受益地に近接する畜産を含む」というふうになっておりますけれど、その「近接」とはどの程度のことをいうのか、その3点をお尋ねいたします。

○農地課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

まず、一点目の条例制定の理由でございますが、今回の事業申請に当たりまして現在、国との協議の中で、土地改良区自体が事業管理者となるのは、現段階では困難というふうな答えが出ております。したがって、尾鈴地区におきましては町が畜産用水管理事業を実施し、スムーズに事業運営ができること、また特別会計を設置しまして、歳入歳出につきまして議会で審査をいただくことが公平・透明性を保持できると考えまして、今回条例を提案させていただきました。

それと二点目の、受益地に都農町が入っていないということに関しましては、平成25年度から26年度にかけて、今回の事業採択に向けての事前調査、アンケート調査を行っております。その時点で、都農町の受益地内の中で畜産用水を必要とする、もしくは引き込みたい、という組合員の方がいらっしゃいませんでしたので今回の条例の中には掲げておりませんが、今後もし可能性としてそういった組合員の方がいらっしゃった場合に、暫定期間中にそういった方がいらっしゃった場合には、条例の改正等の提案をさせていただくことになるかと考えております。

もう一点が、給水区域の近接の考え方でございますが、今回の暫定水利用に関する畜産用

水の引き込み工事に関しましては「組合員」の方となっておりますが、受益地は畑であるために畜舎もしくは畜舎等の引き込み場所が受益地に近接していることが前提となりますが、引き込み工事費の負担が全て100%受益者負担となりますので、例えば非常に遠い場所に組合員の方が畜舎を持っておられて、そこまで実費で引かれるということは現実的にはあり得ないというふうに考えておりますので、受益地である畑に近接しているという表現は、そんなに遠くない場所で受益者負担もそんなに費用はかからない、というふうな表現をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（福岡 仲次君） 畑かんの水利用ということですので、これ畜産に使った場合、もし畑かんに水が足りなくなると、こういうときの状況はどこに示されているのか、お願いします。

○農地課長（新倉 好雄君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

今回の事業に関しましては、あくまでも利用余剰水の有効利用ということでございます。仮に暫定期間内に例えば、渇水等の異常気象であったり、水不足等が予想される場合には、あくまでもこの畜産用水事業がはじめに給水制限をかけさせていただくこととなります。あくまでも畑かん用水でありますし、最優先はダムの下流域の河川維持流量でありますとか、下流域の水利用の皆さんたちがまずは最初の重要な受益者でありますので、この畜産用水に関しまして、そういったことが予想された場合にははじめに給水制限をかけさせていただくことになると思います。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今の福岡議員に類似した質問じゃけんど、渇水期やら、これは本来の目的の事業の需要増によって水が不足する場合がありますが、この第35号の28条には「給水を停止することができる」ちゅうあるわけだが、そこに1つ条項を、そういう本来の目的を優先するような条項を入れたらどういうものでしょうか。また、そこらも目的外であるわけですが、この本来の本分を逸脱しとるわけですが、それらを留意して、やっぱり今の畑かんに影響が出ないような、この条項を加える必要があるんじゃないかなと思っておるわけですが、そこら辺はどう考えておりますか。

○農地課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問にありました議案第35号のうち、第10条の給水の原則についての御質問だと思いますが、先ほどお答えさせていただきましたように「渇水もしくは災害または供給施設の損傷等、公益上やむを得ない事情があった場合には給水の制限をかける」ということで給水の原則をうたっております。また、同じく第10条の第3項の中に、先ほどの第1項の規

定によりまして「給水の制限または停止を行ったために損害を生じることがあっても、町はその責めを負わない」というふうに掲げておりますので、この要綱の中で運用は十分できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（児玉 助壽君） はい。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、議案34号、議案第35号、議案39号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7、議案第36号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第8、議案第37号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第9、議案第38号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上3議案を一括議題とします。

これから、本3議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、議案37号は総務厚生常任委員会に、議案第38号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第10、議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第41号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第42号平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第43号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第44号平成27年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第45号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第46号平成27年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7議案を一括議題とします。

これから、本7議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第2号）についてですが、まちづくり課に質問がございます。補足説明の中にありますが、第1分団第1部消防機構改修工事、こちらは……。

○議長（川上 昇君） 予算書のページで。

○議員（中村 昭人君） あっ、予算書。

○議長（川上 昇君） 予算書持っていない、款項目。（「何ページですか」「ページ数は」と呼ぶ者あり）

○議員（中村 昭人君） 補足説明をちょっと見ていただきたいんですけど。

○議長（川上 昇君） 補足説明書を持っていれば、そこにページ数が書いてあるはず。補足説明の中にページ数が入っているはずですよ。

○議員（中村 昭人君） わかりました。31ページから32ページをお願いします。

第9款第1項第1目非常備消防費というところで、同項第2目消防施設費第15節工事請負費3775万円というところですが、第1部の消防機構改修工事費とありますけれども、あれは消防川南分遣所があったところの改修工事ということだと思うんですが、あそこの団員が車をとめる駐車スペースのことについてです。あそこは見る限り、なかなか駐車スペースということでは確保できないんじゃないかなということをおっしゃっているんですけど、いかがでしょうか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

確かに駐車スペースについては少ないと考えております。ただ、街場に近いといいますか、中心部に近いところでありますので、どうしてもそういった場所的なもの、現在の分においても正式な駐車スペースとしては、団員の駐車場スペースとしてはないんじゃないかなと思っております。役場の駐車場を利用したりとかしていると思いますので、この件につきましては限られたスペースの中で、やはり団員の中で相互に配慮して駐車スペースを確保するなり、そういったことで。それと必ずしも団員全てがそこに集まって乗車して出動するということは考えられなくて、火災時にはそれぞれの現場から出動する、それからまた訓練に行くとか、必ずしも全員がそこに集まるということはないというわけじゃないんですけど、そういうことだと思っております。

それと消防の場合はいろんな形で訓練等しますし、また訓練の後に反省会もやりまして、そういう意味じゃ余り車で集合するというのも後のことを考えると心配ではありますので、団員相互の中で調整していただきたいと考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 私も第1分団第1部の部員でありましたのでよくわかるんですけども、旧、現在まではそこを使っていますけれども、あすこの場合はその武道館のところに駐車をしたりとか、機構の周りに駐車スペースがありましたけれども、10号線に沿った

ところということではなかなか難しい部分もあるかと思えます。そういったことで団員の中には「駐車スペースが」ということも多分思っていると思えますので、十分な説明をしていただいて配慮をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第2号）ですが、第9款消防費第1項消防費第1目非常備消防費という中の退職功労金ですが、今回の予算で541万円ということで上がっております。昨年度の決算の中で26年度は10名の167万円になっておりますが、今回は30名の退団で3倍ということで、これはきのうの一般質問の中でも町長が答弁をされましたが、消防団の編成の中で「もうこの際やめようか」なのか、どういう経緯なのかがわかりません。ちょうどその年齢に到達している方がたまたま3倍いたのか、どうなのかという部分。

それと通浜も女性消防団がいたんですが、多分編成か何かちょっとわかりませんが、全員が1回退職をするという形で数字が膨らんでいると思えますが、町長の考える消防団のことにですね。これに対して、町長が今後どうやって消防団の今30名、逆に言えば減っているわけですが、どう考えていくか、説得していくのか。それと退団を申し入れたときに、ここの消防団長さんがどのような説得をしたのか、しなかったのか。で、町長の考える消防団というのをもう一度、ここの中でお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘、御質問でございますが、消防団というものを我々が考える重要性というのは非常に高いものがありますし、消防だけでなく、地域の中で活動していただいている若者という、私は認識をしております。

今回は御指摘のとおり、部長、各役員で慰留は当然薦めました。どうしても歴史が変わるときには、もともと自分たちがいた部が新しいものになることを受け入れづらいという、そういう退団前の方たちの「もう一気に新しい団を若手に引き継いでほしい」という思いだと信じておりますし、当然、町としては一時的に今不足しております。でも当然必要な人数でありますし、これからは新しく公民館に小学校区ごとに非常にわかりやすい団になりました。ということは、失礼な言い方かもしれませんが、私は今までがわかりづらかったんだというふうに理解をして、次に進めたいと思っております。

必要性は当然、女性消防団についても一緒であります。女性については、消防団である以上、ある一定の活動が求められたんですが、現状としては大会のときのお手伝いとか、そういうことが現実的に起こっておりますので、新しい形の女性消防団、消防団じゃなくて、サポートする形は当然これからもつくっていく必要があります。

○議員（徳弘 美津子君） 昨年からの自治公民館制度になることによって、やはりさまざまなアレルギーが出る中の一つだと思うんですね、この消防団編成も関連してやっている

わけですが。

ちょっとこの議案とは関係ありませんが、通山自治公民館も敬老行事を今回一括で3地区合同でやるときに、うちの地区で人数を確認すると「一緒になったら、もう行かない」と、「知らん人ばかりだから」というので、説得して「知っている人を今からつくっていくのも大事だよ」とは言うんですが。高齢の方が新たな人脈をつくるというのはなかなか難しいんですが、この消防団に関係しても自治公民館制度をすることによって、たくさんのアレルギーがしばらくは出てくると思うんです。

実際、人口が確実に減っていくことを考えていくためには、それぞれの置かれた担当の職員の方たちもですが、まちづくり課もですが、その自治公民館任せではなくて、やっぱり消防も、一緒になって職員の方が説得なり、今後のやり方というものを一人一人に説得していただけるような労力をしてほしいな、と、思って質問を終わります。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第2号）につきまして、26ページなんですけど、第6款第1項第3目農業振興費の最後、環境保全型農業直接支払い補助金、緑地の作付ということで80万円上げておられますが、緑地の作付の後の対象作物といいますか、そういった形を確認しておられればお聞かせをいただきたいと思います。

もう一点。28ページの中ほどの、第6款農林水産業第2項林業費の森林整備加速化・林業再生事業、これにつきましては1400万円です。県の支出金ということでございますが、おがくず等の機械ということですが、これは機械そのものが1400万円以内で納まるのか、それと相手方が公表できれば公表していただきたい。それとバイオマス関係がわかれば、お話しいただきたいと思います。

○産業推進課長（山本 博君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

まず、環境保全型農業支払い補助金80万円についてであります。緑地の作付の後に里芋、大根、ニンジンなどを栽培することにしております。

続きまして、森林整備加速化・林業再生事業補助金1400万円ですが、これは事業費自体は3000万円弱の予算になりまして、補助のほうを1400万円にする予定にしております。事業実施主体につきましては、町内の山下商事さんが実施をする予定にしております。あとバイオマス関係につきましては、今のところ把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（林 光政君） 議案第46号平成27年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）ですが、収益費用明細書で、環境水道課長にお聞きいたします。

10ページです。収益的支出の第4目総係費447万円とあるんですが、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、この補足説明では、人事異動に伴う職員給与費433万5000円とあ

るんですが、この数字がなかなか私、見当たらずでですね。収益的支出の節のほうの4、下のほうのマイナスの印の数字では、この補正のほうの447万円にはぴったりなんですけれども、13万5000円ちょっと差額が出てきて、私これを見つけられないんですけれども、教えていただけませんか。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの林議員の御質問にお答えします。

職員給与費関係なんですけれども、原水上水費で職員が1人ここで給与が出ております。それと総配水給水費で2人分の給与が出ておまして、総係費で3人分、計6名分の給与費がそれぞれ組んでございます。それで、総係費の3人分の職員だけで補正447万円になりますけれども、この6名分の総計でいきますと、説明いたしました433万5000円の積み上げになるということでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第2号）で、ページ数は28ページになります。産業推進課の第6款第2項第2目林業振興費第13節の100万円ですが、ここに書いてあるのは「町有林敷地境界線を越えた民家等に覆いかぶさった竹・雑木」ということになってはいますが、川南町の町道の横にあるのはやはり町有林というふうに、畔、町道の側溝があつたりなかつたりしますけれども、横にあるやつは町有林になるのでしょうか、お尋ねします。

○産業推進課長（山本 博君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

町道の隣の場所ということですが、現況等を確認しないと何とも言えませんが、一応これを予算化しておりますのは町有林関係の防風林だとか竹林等を想定しております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） ここは、草がないんですけれども、やっぱり草も生い茂ったら切ってもらわないかんし、私が思うに、この100万円という予算で川南町内の町道の脇の整備、一言で言えば整備ですが、これをいつやるかということなんです。樹木は1年にどんどん伸びるわけなんですけれども、それは相当監視しちよかんと1年に1回切ったぐらいでは、とても樹木の草勢のいいやつでは間に合わんと思うんです。

そこで、こういうのを見つけるのは、やっぱりパトロールをしておられるんでしょうか、お聞きします。（「これは議案以外の質問なんですよ」「そんなものは別じゃろ」と呼ぶ者あり）

○議長（川上 昇君） 税田議員、これは100万円に関係するところの回答ですか。

○議員（税田 榮君） はい。だから、100万円ぐらいで年間を通して、その銭が足つとかなということ。それがほじゃかい例えば、9月なら9月に台風の後あたりに川南中を回って、1回じゃつたら、それで、その下から、もうきれいになったという認識しちよつたら、

来年の9月までじゃなくて今度は3月、4月にはまた樹木が伸びるということがありますので……。

○議長（川上 昇君） わかりました。もう言いたいことはわかりました。100万円に対する、その100万円の分での。

○議員（税田 榮君） はい。

○議長（川上 昇君） 質疑ですから、その中で……。

○議員（税田 榮君） だから、100万円で足っとやろかいということです。

○産業推進課長（山本 博君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

まず、町道関係をお話しされておりますが、これは町有林の雑木等の予算でありますのでこのことは控えさせていただきたいと思いますが、この町有林が民間等に覆いかぶさった苦情というものが結構ありまして、当初予算で100万円組んでおりました。もう既に2か所工事が終わりました、100万円支出したところであります。

今現在、3か所が苦情といいますか、要望が来ている関係で今回100万円の計上をさせていただいたわけなんです、町内町有林が466ヘクタールほどありますので、この管理というものが今後また非常に難しくなってくるかと思えます。今回この100万円で足りるかどうかということをお慮しているところではあります、そういう苦情なり要望なりというものは今後ふえてくるであろうと想定しております。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 一般補正予算の20ページです。備品購入費……。

○議長（川上 昇君） 大きい声でお願いします。

○議員（内藤 逸子君） 済みません。

総務費の第2款第3項のマイナンバーに係る予算のことですが、581万8000円ですか、このことについて量的なものは1人1枚のカードだと思えますが、どのくらいの量なのかということをお尋ねします。

それと30ページの商工費、特産品PR事業の1億1500万円、この消耗品費の根拠というのはどんなものか、教えていただきたいと思えます。

○町民健康課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度におきます通知カード、それから個人カード等の関連、事務の委任に関する交付金581万8000円につきましてです。こちらは地方公共団体情報システム機構「J-LIS」と申しますが、こちらのほうに委任をする費用でございます。通知カードのほうの作成から発送、こちらを全て委託するというものでございまして、町内の全世帯数に対して発送をするものでございます。それから、希望のありました方、申請のありました方につきまして、1月から交付される個人番号通知カード、こちらの業務も含んでおります。

しかしながら、ここは見込みになりますので、今後、費用の変動がある可能性があるということで通知を受けております。

以上でございます。

○産業推進課長（山本 博君） 特産品PR事業の消耗品費1億40万円ではありますが、これは「ふるさと納税」の特産品に関する予算であります。昨年の8月末の実績で申しますと、1892万7000円というのが「ふるさと納税」で寄附をいただいたわけなんです、今年度は既にもう1億円を突破しております。その関係で今後は委託がなくなってくるので、今後の増額を見込みまして1億40万円というものを予算計上しております。

以上でございます。

○議長（川上 昇君） いいですか。

○議員（内藤 逸子君） はい、いいです。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第2号）の28ページ、この森林整備加速化・林業再生事業の補助金1400万円は、説明ではこれは山下商事ちゅうたわよ。これ一般質問でもしたっちゃが、これは特定の業者ばかり川南町は優遇しとるわ。これ国・県の補助じゃけんどもよ、町が窓口になつとつやがよ。それと余りこういうことしよつとよ、無償で貸したり、国・県の補助じゃかいち何言ったけんどもよ、今バイオマスの導入でも批判が出とったわ。「町はよ、あげなところの山を荒らして、ああいう事業費を補助をして窓口になつとる」ちゅう言われよつとがよ。また、こげな特定の業者に優遇するようなことしよるがよ。

町長やら副町長、総務課長は、物事を正当化して、自分を守るようなこと言うたわよ。俺は、これ「議会だより」の一般質問にそのまま書こうと思つとつちやわよ。こげなことしよつたらよ、町政の運営はまともなことはできんですよ、町長。無償で貸し付けたり、何しよつたらよ。俺は、そのまま書くとやがよ。町政の運営ちゅうても、まともなことはできんですよ、今後。

○議長（川上 昇君） これは答弁は……。

○議員（児玉 助壽君） よう答弁できんじゃろう。

○議長（川上 昇君） では、質疑はなしということでよろしいですか。

○議員（児玉 助壽君） 答弁するならして。

○産業推進課長（山本 博君） 今回、事業実施主体が山下商事さんということなんです、この事業に取りかかる経緯と申しますのが今おが粉がかなり少なくなっておりまして、畜産農家さんは延岡方面のほうから、おが粉を購入しております。しかも割高といいますか、立米当たり4,000円以上の価格で購入をしております。また、すぐに頼んでも来ないといったような状況で、すごく今おが粉を要望しているような状況であります。

そのことから、山下商事さんのほうが「どうにか川南町内の畜産農家を中心におが粉を供給できないか」ということを考えられまして、御自分のところも森林の間伐材とか林地残材とかを扱っておりますので、その関係でこの事業に取り組んで「農家さんを助けたい」という思いから、この事業に取り組んでいるようであります。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 町民はよ、そげんなどは見とらんとして。総体的なことしか見らんとやがね。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間、休憩します。

午前10時01分休憩

.....
午前10時11分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 浩一君) お伺いしますけれど、消防の分遣所です。(「何ページ」と呼ぶ者あり)

○議長(川上 昇君) 予算書の何ページ。

○議員(河野 浩一君) あっ、予算書は……。

○議長(川上 昇君) どの予算。

○議員(河野 浩一君) 議案第何号だったかね。(「そんなのもわからんとね」「議案第40号」と呼ぶ者あり) 議案第40号だったと思いますけれども、消防のことが出ましたので、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長(川上 昇君) この議案に対する質疑に限ってください。

○議員(河野 浩一君) そうですか、済みません。ほんなら、失礼しました。

○議長(川上 昇君) この予算書に載っている消防の関係だったら。

○議員(河野 浩一君) はい、もうちょっと……。 (「議案何号」「何年もとば」「注意せんがや、おまえら」と呼ぶ者あり)

○議員(河野 浩一君) 失礼しました。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は各所管事項別に

それぞれ所管の常任委員会に、議案第41号、議案第44号、議案第45号は総務厚生常任委員会に、議案第42号、議案第43号、議案第46号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第17、議案第47号平成26年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第18、認定第1号平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第2号平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第3号平成26年度川南町水道事業会計決算認定について、以上3案件を一括議題とします。

これから、本3案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 認定第1号平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。19・20ページ、教育使用料の欄を見ると平成26年の8月22日になつとるわけですが、この山下商事から2万6750円の使用料を取つとるわけですが、これは使用料ちゅう目がついておるから、当然この教育使用料のところに入っておらん、ならんわけですが、これが入つとらんわけですよ。これはどこの欄に入れたのか、この2万6750円。

それで、この当該年度決算は町の会計処理の仕方でありますので、この2万6750円ちゅう金を平成27年5月27日に返還しとるわけだが、この返還の仕方、会計処理はどうしておるのか伺いたい。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

平成26年度に使用料として収入をいただきました金額につきましては、出納閉鎖期間が5月31日までということもありますので、その期間には当該年度に間違えて入れたお金につきましては、その収入科目からは過誤納金払い戻しという処理において返還するようになっておりますので、収入科目には上がってこないということになります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） それじゃ説明になつとらんですよ。この平成27年度定期監査の結果について、これは平成27年5月27日に議会に出されたものじゃけんども、それを見てんよね。この今言うた使用料が入つとらんこととよね。で、見たら5月21日に返還しとるけんども、5月21日の前に入つておるわけじゃろ。ことしになって過誤、何とかいうたか、返還し

たの何の言うたけんど、21日までにはよ、これつくることは不可能なはずじゃが。監査の検査前には、これはできんはずじゃが。これは予算ちゅうとはよ、見積もって出すわけじゃから。もろうてから出すわけじゃねえでしょう、ね。もろうてからは予算としては上げんでしょう。予算ちゅうたら、見積もって予算が上げるわけじゃから。ほんならね、26年度ちゅうのもよ、これ予算書を調べたけんどよ、この2万6750円ちゅう金額は入っておらんとよね。

課長ね、そんげうそを言うたらいかんわ。これ5月27日に監査報告のあるわけじゃから、結果は。ちゅうことはよ、21日に払うとってんよ、ね。この書類つくるのがよ、その21日から27日の間ではできんのがね、21日前じゃねえと。だから、どこでどんげてその収入はどこに上げてよ、ね。これをもとに決算書はつくつとつとでしよ、課長、ね。だから、この監査報告書は、うそちゅうなるぞ。教育課は、定期監査を受けたったのは、何月何日から何月の何日までね。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

当初、料金を徴収した際の予算費目につきましては、財産収入の中で予算、予算ではなくて収入、調定を上げまして収入を受けました。その後、財産収入ではなくて諸収入ではないか、というところで収入先を変えまして諸収入に移しました。その後、最終的には返還すべきものという結論から、諸収入からの過誤納金払い戻しということで当方に返還したところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 説明になつとらんじゃねえね。

課長ね、ちゃんと「使用料」ちゅう言うるとど。課長も副町長も総務課長も、きのうの答弁はずうっと俺は使用料させたつと。使用料じゃろ。使用料じゃつたらよ、ちゃんと目があつたら目のとおりに「使用料」ちゅうとがよ、記載せないかんたろ。何で勝手に諸収入やら何やら。そういうことしよつたら、何ぼでもおまえら猫ばばできるじゃねえか。だから、これがおまえの自損した何じゃちゅうたがね。自損しとらんかつたら、ちゃんと割り符が行つとつたやね、割り符が。割り符がねえんだねえね、これは。

あんたらよ、そういうこと言うちゅうけんどよ、このときのままでしとるわけじゃがよ。たとえ諸収入でんこれから抜いたらどう。一番最後の決算前の補正予算の数字と違わなつとがね、総額が。歳入歳出は同額じゃねえといかんとよ。たとえ諸収入で入れとつても、あんたが言う諸収入でいいわね、ね。いつ、どの諸収入かよ、これ出して入れたとね。26年度の予算の中から出されんはずじゃが、期限的に。そうでしょう、違いますか。監査員はそうなるでしょう、期限的に。期限的な余裕はねえはずじゃわ。ちゅうことはよ、あんたの最終的なその予算と違うなるわけじゃがね、歳入の総額が。ここは何じゃろう。今度、恐らくあの過誤で返しとけばよ、27年度予算で返したことになるのがね。期限的にそういうことにならせんね。何ぼでもうそ言えば、うそ言うたことはどつぼにはまるかいよ。

ここはね、あんたらそういうようなうそ言うたらよ、俺は百条委員会開いてもらうど。たかが2万円か何ぼか知らんけどよ、公有財産じゃがね、町民の財産じゃがね。大体ね、入り口で間違うととんよ。町長も副町長も総務課長も、入り口で間違うととがね、あの第244条で。それで間違うたらよ、何でもそうして全部間違いだがね、正当性を述べて。あんたらが言うこと全部載せたらね、町政の運営はできんよ。ただで全部使用させないかんよ、1年間以内だったらどこの公園も無料で。ちゃんと物事は考えてせんよ、こういう会計処理はできんはずじゃがね、あんたども。漁協じゃったら一発でクビじゃあ。答えてみよ。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず初めに、おっしゃいました使用と貸し付けの件でございますが、児玉議員おっしゃるとおり、目的外使用ということで財産収入での調定収入の計上は誤りであったという判断で、その持っていき方、持っていく先が諸収入であるところについても判断が誤りであったかというふうには考えております。

もう一つの御質問ですが、年度内に収入があったものについての払い戻しについては、歳出で予算を組むのではなく、出納閉鎖期間の5月31日までの間であれば、収入からの戻しが可能ということになっておりますので、今回のケースは収入から戻させていただいたということでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） あんたら、何もしてねえことになるんじゃねえの。それだったらば……。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 一般会計の決算についてですが、全体の不用額についてお尋ねします。不用額について、どうやって解決するのか。原因は、入札残や事業実施・繰り越し、また全体的な経費節減への取り組みは努力がなされたものと判断するとありますけれども、不用額の20万円以上が一覧表になっておりますが、これをどう受けとめているのか、お尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 調書の198ページになるかと思えます。内藤議員の御質問の不用額についてでございますが、その198ページの上のほうに書いてあります「不用額が予算減額に対して20%以上で20万円以上」という規定に基づいて算定しております。議員お見込みのとおり、やはり入札残、それから事業執行に当たりまして最終的に残が出たという状況ではありますけれども、中身によりましては補正で最終的に減額するべき部分はあるものもございします。

ただ、時間的な問題等がありまして、やはり残となった分という二通りの問題があるかとは思っております。今後ともやはり最終的に3月補正、それから専決という形で不用額は先ほど言いました基準を設けておりますので、これ以下になるように努めるように指導してま

いりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 相互の連絡・調整不足や詳細な不用額・調査のチェック漏れなどにより発生しているものと思われる、という監査委員の、がありますので、やっぱりこの不用額、余りにもかけ離れたときに最初の予算をつくるのが間違っていたのか、そののところが不用額が余り出ないように講ずるべきということが監査委員にも指摘されておりますので注意していただきたいんですが、どうでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 御指摘のとおりでございますので、以後、この部分は特に厳重に見ていきたいというふうに思います。ただ、先ほど言いました、二通りのということがございます。期間的にどうしても無理がある部分もございますので、特に前者、先ほど言いました不用額の管理という形では、今後とも適正に努めるように指導してまいりたいと思います。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 済みません、ちょっと私のほうが確認ができないんですが。

今まで8回決算審査を受けて、私もちょっと不勉強なんですけど、認定第1号平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定についての中の最終ページの154です。154ページの中に、繰越明許費というのがあるんですが、これは地方創生のいろんなプレミアム商品券とか医療費関係のものなんですけど、これの明細というものは今まで添付はしていなかったんだしたかね。ちょっと済みません、認識不足なんですけど。（「184ページですね」と呼ぶ者あり）あっ、184ページ。一番下にある歳出合計の中に、繰越明許費1億2132万8400円という金額の内容は、82ページの中の総務費の中にずらずらっとあるんです。

これの合計とほかのところも合わせているんですが、82ページを見ても、その詳細というものが備考欄には書いていないので、こういう、どうだったのかな、繰越明許費については、その中のこの決算の書類の中になくてもいいのかなと思っているんですが、どこかにあれば教えていただければと思います。

○総務課長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

182ページに、繰越明許費の明細という形で翌年度の繰越額、これは災害関係でございますが、災害関係についてはそういう表示で出ております。ただ、議員がおっしゃるのは、恐らく地方創生に基づきまして国からの交付金が2月あたりに事業が来まして、3月の補正で組んだものが全て繰り越しになった、その事業のことだろうというふうに判断しております。

それにつきましては、27年度に繰り越して事業を行ってきたというところでありまして、表面上は確かに予算書の中で、詳細に「この事業に幾ら」と出てこないというのは、議員おっしゃるとおりでございます。そういうこともありまして一応、中身については詳細な明細をつくって説明をするようには心がけて、町民の方々にはそういう形で「これをやります

よ」と、「これだけです」というものはしたんですけれども、全体的な決算というのは繰越明許の制度上なかなか厳しいものがございます。

当初予算で一部は出てきているかと思っておりますが、特にプレミアム商品券等につきましては、当初予算の段階では表示されていたかというふうに記憶しているところでございます。26年度決算につきましては、あくまでも予算立てをしながら繰り越しを全てしましたので、議員が御質問されている部分については執行されていませんでしたので、こういう決算という形で出ております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 決算認定の中で、また審査の中でどういうふうになるかわかりませんが、実際この繰越明許費については、その予算を使い切るという何かがありますよね。

今までは確実な工事であるとかいうものだったんですが、今回の地方創生の場合は例えば医療費であるとか、定住促進の中の「町内にアパートを借りたら家賃を補助する」というのもたしかこの中の予算だと思うんですが、この予算がこの年度できっちりと使い切るかなという不安がすごくあるんですよ。そのときは後を追うことができないというのを聞いたので、せめてこの決算審査のときに明細というか、確かに以前は当初予算で出されたかもしれませんが、できたらもう資料の中でそれぐらいの添付は、予算の中でもいいです。予算の中で、きちんと项目的なものは上げるべきではないかなと思っております。その認定審査のときでも構いませんけれども、できないですか、それは。

○総務課長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問に再度お答えいたします。

26年度決算の審査の段階では、先ほど申しましたとおり、繰越明許費につきまして、地方創生分については支出はゼロでございますので、これについては決算審査では、とりあえず、とりあえずと申しますか、決算の段階ではゼロということにはなります。ただ、参考資料として27年度の執行状況という形では示されるかとは思いますが、あくまでも27年度決算の中ではその議論はできますけれども、今回その決算審査の中では参考資料程度で出すことは可能かというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） では、参考資料としてで構いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議長、ちょっと待って。教育課長さんの答弁がよ、まともに答えておらんばい。諸収入ちゅうと、あれなのかね。諸収入ちゅう言うたわね。（「諸収入」と呼ぶ者あり）諸収入と言うてたね。だから、請求するときに諸収入で請求しとるっちゃね。

○教育課長（米田 政彦君） いや、最初は財産収入で調定を起こして……。

○議員（児玉 助壽君） だから、財産収入で請求しとったやね。

○教育課長（米田 政彦君） 相手方がそれこそもう……。

○議員（児玉 助壽君） 違うよ。それは使用料の請求ちゅうたら、使用料で載せないかんばい。

○教育課長（米田 政彦君） それは誤っていましたということで、ところに……。

○議員（児玉 助壽君） 最初、持ってくるのは……。

○議長（川上 昇君） 児玉議員、先ほどの……。

○議員（児玉 助壽君） 議長、あんたも注意せないかんよ。

○議長（川上 昇君） いや、先ほどの質問に対してはそういう答弁をしたということ……。

○議員（児玉 助壽君） あんたも注意せないかんがよ。

○議長（川上 昇君） 答弁の内容について、私が内容をどうだこうだということは……。

○議員（児玉 助壽君） 違うがね、あんた。

○議長（川上 昇君） 違うでしょう。答弁の内容は、それぞれ皆さんが答弁したやつは内容が合っている、合っていないということは、それは議長は言わないでしょう。

○議員（児玉 助壽君） 全員ちゃんと答弁せんかったらよ、こげんなことよ、ね。使用料で取っとつとよ。諸収入とか請求しとつとつたのが、何でいわん。自分で請求しとつとつが。

○議長（川上 昇君） だから、そのことはそういう答弁だったから、それで頭の中を整理してくださいよ、この場面は。

○議員（児玉 助壽君） 整理できんとよ。

○議長（川上 昇君） それはまた、じゃ審査のほうでお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 審査、後で関係ねえ。

○議長（川上 昇君） はい、じゃ後で。

○議員（児玉 助壽君） そういうことゆるしとつたら、何で議長しとつとつるばい、おまえ。

○議長（川上 昇君） いや、質疑に対してそういう答弁……。

○議員（児玉 助壽君） わかるけんども、補完しとらんがやないよ。使用料で取っとつとよ、諸収入でしよつたらよ、ほかの方法で取っとつとつ諸収入で持ってこられんわけじゃがね。

○議長（川上 昇君） それはちょっと違う場面で……。

○議員（児玉 助壽君） 最初は、しとらんばい。

○議長（川上 昇君） 今その内容は、もうそれまでにしておいてください。その件については、また審査なり何なりでお願いします。また別の機会で。まだ採決まで時間がありますから。

じゃ次、進みますから、児玉議員。

○議員（児玉 助壽君） あるもんかい。

○議長（川上 昇君） 次、進みますよ。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を、同じく5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、本3案件については、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会及び5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審議することに決定しました。認定第1号は一般会計決算審査特別委員会に、認定第2号及び認定第3号は特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託します。

各特別委員会は、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前10時41分休憩

.....
午前10時42分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から税田榮君、竹本修君、福岡仲次君、河野浩一君、文教産業常任委員会から徳弘美津子君、中村昭人君、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から児玉助壽君、蓑原敏朗君、文教産業常任委員会から内藤逸子君、林光政君、三原明美君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選任することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前10時43分休憩

.....
午前10時44分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました、一般会計決算審査特別委員会の委員長に徳弘美津子君、同副委員長に税田榮君が委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。ま

た、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に内藤逸子君、同副委員長に児玉助壽君が委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、17日の会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れ様でした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前10時45分閉会
